

多摩地域福祉有償運送運営協議会

(平成28年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成28年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会	
日 時	平成28年8月30日(火) 午後2時00分～3時50分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出 席 者	委 員	菅谷・小川・紺野・藤井・島津・水田・石井・大和田・尾崎(代理)・藤崎・橋本・川田(代理)・井田・豊田
	説 明 者	八王子保健生活協同組合 特定非営利活動法人 地域住民の安全生活応援団 特定非営利活動法人 ゆう 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
	事 務 局	国立市・福生市
欠席委員	秋山・森田	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 資料の確認 3 会議運営上の確認事項について 4 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 5 その他 	
公開・非公開の別	公 開	
非公開の理由		
傍 聴 人 の 数	14名	
配 付 資 料	<p>事前配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度第1回運営協議会協議団体一覧 ・福祉有償運送 新規登録申請団体要件確認表・新規登録申請書類一式(2団体)及び更新登録申請団体要件確認表(2団体) ・多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 <p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会委員・ブロック幹事会委員名簿 ・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・資料3 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表 ・資料4 特別幹事会審査事項の報告について ・資料5 平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会・特別幹事会の開催日程について(通知) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料6 平成27年12月27日付国土交通省自動車局旅客課長通知 「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」 ・資料7 福祉有償運送の登録を抹消した団体について ・資料8 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスD）の各市 取り組み状況調査結果
--	--

平成28年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会

平成28年8月30日

【運営協議会事務局】 開会
委員自己紹介
会議の成立報告
副会長の指名

【会長】 改めまして、会長でございます。本日は4団体の審査をいたします。早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項につきまして、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 事務局より、配付資料についてご説明いたします。

委員の皆様へ先日お送りいたしました資料は、審査団体一覧表、新規申請団体については申請書類一式、更新申請団体については要件確認表、及び多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱でございます。

次に、本日お手元にお配りしておりますのは、席次表と第1回運営協議会の次第。資料1といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員・ブロック幹事会委員名簿。資料2、特別幹事会委員名簿。資料3、79条登録団体一覧表。資料4、特別幹事会審査事項の報告について。資料5、平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会・特別幹事会の開催日程について（通知）。資料6、平成27年12月27日付国土交通省自動車局旅客課長通知「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」。資料7、福祉有償運送の登録を抹消した団体について。資料8、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスD）の各市取り組み状況調査結果。

本日の配付資料は以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

続きまして、会議を開催するに当たり、会議運営上の確認事項につきましてご報告いたします。

設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっております。公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音させていただきます。発言される方は、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変

更いたします。個人の氏名は表示いたしません。

傍聴の方にご連絡いたします。傍聴される方には、録音、撮影はご遠慮いただいております。また、公開することにより協議の妨げとなると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となっておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、次第の4番の(1)第1回特別幹事会での審議に関する報告について、特別幹事会会長からお願いいたします。

【委員】 特別幹事会の会長をしております福生市でございます。

今回の第1回運営協議会に先立ちまして、去る7月26日に第1回特別幹事会を開催いたしましたので、ご報告を申し上げます。

7月26日に開催いたしました第1回特別幹事会では、新規登録申請2団体、更新登録申請2団体、計4団体について審査をいたしました。

結果の詳細につきましては、後ほど特別幹事会事務局よりご説明させていただきますが、新規登録申請1団体が了承、1団体が条件つきで了承、更新登録申請1団体が了承、1団体が条件つきで了承となりました。個々の結果につきましては、特別幹事会事務局より報告をさせていただきます。

それでは、事務局よりよろしく願いいたします。

【事務局】 特別幹事会事務局の福生市から報告いたします。お手元でございます資料4、特別幹事会審査事項の報告に沿いましてご説明をいたします。

それではまず、No.1、八王子市所管の八王子保健生活協同組合で、こちらは新規登録申請でございます。

運送の主体は八王子保健生活協同組合、運送の主体及び事務所の所在地は八王子市でございます。使用車両は運送主体所有3台、持ち込みが2台となっており、運送の対象者は49名で、内訳は身体障害者8名、要介護認定者25名、要支援認定者13名、精神障害者3名となっております。損害保険措置につきましては、対人、対物ともに無制限の保険に加入しております。

なお、登記事項証明書が、定款の変更に伴う登記簿変更の手續中のため、古いものが添付されていましたが、本日の資料には、更新後の登記事項証明書が添付されております。

審査の結果、持ち込み車両の保険の使用目的が、日常レジャーとなっているのを変更することで、条件つき了承となっております。

続きまして、No.2、八王子市所管の特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団で、

こちらは更新登録申請でございます。

運送主体の所在地、使用車両の使用権限について変更があり、届け出済みとなっております。また、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

審査の結果、使用車両契約書を添付確認することで、条件つきの了承となっております。

続きまして、No.3、東久留米市所管の特定非営利活動法人ゆうで、こちらは新規登録申請でございます。

運送主体は特定営利活動法人ゆう、運送の主体及び事務所の所在地は東久留米市でございます。使用車両は運送主体所有で、車椅子車が1台となっております。運送の対象者は20名で、全員が知的障害者の方でございます。損害保険措置につきましては、対人、対物ともに無制限の保険に加入しております。

続きまして、No.4、羽村市所管の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会で、こちらは更新登録申請でございます。

運送主体の代表者の変更があり、届け出済みとなっております。また、運転者数、運行管理責任者、会員数、損害保険が変更となっております。

特別幹事会での審査結果に関する報告につきましては以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。それでは、次第の4番の(2)協議申請された事項の審査について、1団体ずつ審査に入りたいと思います。

新規登録団体、八王子保健生活協同組合から審査を行います。

それでは、所管の八王子市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

まず、八王子市の概要についてご説明いたします。八王子市は東京都の西部に位置し、面積は186.38平方キロメートル、平成28年6月末時点での人口は56万3,431人となっております。

次に、今回協議いただく団体が対象としております旅客範囲につきましては、平成28年6月末時点で身体障害者手帳1級から6級の方が1万5,488人、愛の手帳1度から4度の方が4,135人、精神障害者手帳1級から3級の方が4,397人となっております。また、介護認定を受けている方につきましては、平成28年4月末時点で要介護1から5の認定を受けている方が1万7,806人、要支援1・2の認定を受けている方が7,461人となっております。

続いて、福祉有償運送の必要性についてご説明いたします。現在、市内には11社のタクシー事業者さんがございまして、480台が運行しております。しかし、福祉車両での運行につきましては1社が1台で運行している状況です。また、市内の福祉有償運送登録団体につきましては、平成19年度には16団体が登録しておりましたが、運転協力者の高齢化等を理由に事業を廃止する団体がございまして、現在10団体に減少しております。

続いて、八王子保健生活協同組合についての補足説明をさせていただきます。事務局説明にもありましたとおり、運送区域につきましては、発着地のいずれかが八王子市内であることとしております。運送対価以外の対価につきましては、迎車料金1回200円、待機料金30分以内400円、介助料30分以内600円、車椅子乗降介助1回100円としております。

続いて、八王子保健生活協同組合についてご説明いたします。八王子保健生活協同組合は昭和44年に個人病院として開設してから、昭和59年に東京都の認可を得て法人格を取得し、保健生活協同組合となりました。現在は居宅介護支援事業所の運営や地域包括支援センターの受託等、医療、福祉の分野で幅広く事業を展開し、地域の医療機関や介護事業所と連携した地域づくりを目指しております。事務局は八王子市元八王子町に設置しております。

次に、特別幹事会でご指摘を受けました事項につきまして報告いたします。登記事項証明書につきましては、発行後3カ月以内のものに差しかえしております。また、一部の自動車保険の車両使用目的が、日常レジャー使用となっておりましたので、業務使用に変更いたしました。それに伴いまして資料を差しかえさせていただいております。運転協力者の通院状況につきましても、団体より運転協力者へ確認した旨の報告を受けております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等承りたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 今の説明で、かなり輸送サービスの必要な方がいるのだなと。今はデータだけなのですけれども。今、八王子でもって10団体が活躍されていて、よく見ると6団体廃止されているのですよね。その辺は十分に輸送量というのは間に合っているのですか。もっと輪をかけるような感じになるのですか。

【八王子市】 確かに6団体減少しているという形に数字的にはなっておるのですけれども、利用者の方については、既存の今も継続して運営していただいている法人に利用者

の方を紹介したりという形で、運送のフォローはしていただいているということで認識しております。

【会長】 委員、いかがですか、よろしいですか。

【委員】 あともう一つ、先ほど運転手の高齢化が、6団体が廃業していった原因だということをおっしゃったのですけれども、今回のこの新規のほうは、よく見ると13人の運転手さんのうち、半分、7人が70歳以上で、そのうち後期高齢の方が2人おられるのです。その辺は、もちろん安全管理はしっかりやられていると思いますけれども、いかがでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【八王子市】 先ほども申し上げたとおり、実際に通院等の状況も団体で確認していただいております。またそのドライバーの高齢化というところでは、あまり距離の長いところの運転を控えていただくとかいった配慮もしていただいているとは聞いております。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。前回、特別幹事会でもちょっとこの辺は話題になったのです。

他にはいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、それでは、八王子市の八王子保健生活協同組合につきまして、協議会として特別幹事会の結論を了承するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは了承されました。

それでは続いて、No.2の更新登録団体、特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団の審査を行います。

それでは、所管の八王子市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【八王子市】 では、No.2、地域住民の安全生活応援団についてご説明させていただきます。

前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。7月21日に地域住民の安全生活応援団事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

運転者の要件につきましては、市が実施する健康診断、もしくは医療機関が実施する健康診断を年1回受けていることを確認しております。対面点呼につきましては、免許証所持、疾病確認、疲労確認、飲酒の有無の確認を実施していることを確認しております。

次に、特別幹事会でご指摘を受けました事項につきまして報告いたします。車両使用承

諾書につきまして、お手元にお配りしております資料のとおり、車両所有者より法人へ提出しております。また、運転協力者の通院状況につきましても、団体より運転協力者へ確認した旨の報告を受けております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【会長】 それでは、ご質問、ご意見いかがでしょうか。特にありませんでしょうか。特別幹事会でもいろいろご議論されたところでありますので。

それでは、この特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団について、協議会と特別幹事会の結論を了承するというところでよろしいでしょうか。

それでは、了承されたということで、次のNo.3、新規登録団体、特定非営利活動法人ゆうの審査を行います。

所管の東久留米市から補足説明がありましたらお願いたします。

【東久留米市】 東久留米市でございます。よろしくお願いたします。

それでは、補足説明に入らせていただきます。まずは東久留米市の概況でございます。東久留米市は東京都心から北西部へ24キロの北多摩の北東部に位置しております。東西6.5キロ、南北3.5キロの長さの12.92平方メートルの大きさでございます。本市の標高は70メートルから40メートルの範囲で、西から東に緩やかな地形になっておりますが、何本かの崖線、要は崖の連なりが通っており、坂が多くあります。人口は、平成28年8月1日現在で11万7,053人でございます。

今回対象としております障害者の移動制約者の状況でございますが、平成27年度における身体障害者手帳1級から6級の方が3,252人、そのうち両上下肢1級が20人、また、愛の手帳1度から4度の方が999人、精神障害者手帳1級から3級の方が907人、トータルで1,926人を移動制約者と考えております。

それでは、今回新規申請させていただきますNPO法人ゆうにつきましてご説明をさせていただきます。東久留米市の南町に本部のあるNPO法人でございます。障害があっても地域の皆と普通に、そしてさまざまな経験を通して豊かな生活が送れるように、居宅介護、重度訪問介護、放課後デイサービス、障害者自立支援法による地域生活支援の移動支援等を実施しております。

団体からの申請理由につきましては、今までは自立支援法外の移送は、スタッフの自家用車を用いてボランティアで無償運送を実施してはりましたが、今後は法人の車両を使用して、法人の事業として福祉有償運送事業を実施していくということでございます。

運送主体の名称も特定非営利活動法人ゆうで、事務所も同一名称でございます。こちらは運送主体所在地も一緒であり、登記簿で確認しております。法令遵守につきましては、宣誓書が添付されていることを確認しております。

また、旅客から収受する対価は距離制で、初乗りが2キロまで350円、以後1キロごとに100円でございます。運送対価以外の対価は迎車回送料金が2キロまで150円、以後1キロごと50円で、添乗料は30分で800円、以後30分ごとに800円でございます。

使用車両は車いす車が1台となっております。運転者及び運行管理体制につきましては書類で確認しており、いずれも不備はございません。運送の対象者は20名で、全員が知的障害者の方でございます。損害賠償措置につきましては、対人、対物ともに無制限の保険に加入しております。

なお、7月26日の特別幹事会でご指摘いただきました役員名簿、こちらは18ページに当たりますけれども、代表者の役名を理事から理事長に修正させていただいております。また、運行管理の体制等をお伝えした書類、こちらは35ページでございますけれども、苦情処理責任者と運行管理の責任者の代行者とが同一人物であったため、こちらを変更をいたしております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。質問、意見等あればお願いいたします。どうぞ。

【委員】 ちょっと確認ですけれども、使用している車両が車椅子車ですよね。知的障害の方なのですけれども、この中に、要するに身体的に車椅子を使わなければいけない人も含まれているということですか。

【東久留米市】 はい、車椅子を利用されている方もいらっしゃいます。

【会長】 よろしいでしょうか。ほかにいらっしゃいますでしょうか。

前回の特別幹事会でもご議論されたところでありまして、これで了承ということでしょうか。

それでは、了承ということをお願いいたします。

次に、No.4、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会の審査を行います。

所管の羽村市から補足説明があればお願いいたします。

【羽村市】 羽村市でございます。どうぞよろしく願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局からのご説明のとおりでございますが、特別幹事会でもご質問がございましたが、運送対象者が減少している点につきましては、利用会員要件に社協会員への加入及び1年以上利用のない方は資格喪失を規定したためでございます。

また、7月15日に羽村市社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また、使用車両につきましても確認をいたしまして、適正に管理・運営がされている状態であることを確認しております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【会長】 それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

何かありますか。もう少しお時間が必要ですか。ほかの委員の方々どうですか。いかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、特別幹事会の結論を了承するというご願いたします。

これで全ての団体の審査が終了いたしました。

それでは、次第の4番の(3)更新登録を予定している団体(平成29年5月～8月までに更新登録期間が終了する団体)の前倒し協議について、事務局より提案の説明をお願いたします。

【事務局】 事務局よりご提案をさせていただきます。

本日は、新規登録団体2件及び平成28年度中に更新登録の期限が到来する団体2件の更新について、ご協議をいただきました。

今後の特別幹事会及び運営協議会でございますが、平成29年度に更新登録の期限を迎える団体が、資料3の登録団体等一覧のとおり、約50団体ございます。また満了日が年度当初に到来する団体も30団体以上ございます。例年、第1回目の運営協議会の開催が8月ごろとなっておりますので、3年前と同様に、8月ごろまでの更新団体の協議の前倒しをご提案させていただければと思います。

なお、3年前の運営協議会におきまして委員より、前倒すことによって更新団体が負担にならないよう、団体の準備の状態や意思を確認しながら協議を進めていくようというご意見をいただいておりますので、市町村を通じまして、更新団体と調整しながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。委員の皆様、事務局からのご提案について、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

それでは、事務局の提案のとおり、平成29年に更新登録の期限を迎えます約50団体のうち、満了日が年度当初に到来する30団体程度について、今年度に前倒しして協議することについて、皆様にお諮りしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。異議なしと了解しました。

それでは、具体的な日程についてもご説明をお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。お手元にごございます資料5をごらんください。以前委員の皆様へ、今年度中の予定として送付させていただいております資料になります。

協議団体数が多いので、年内に2回に分けて特別幹事会を開催し、その後、運営協議会を1回開催させていただきたいと思います。日程案といたしましては、第2回特別幹事会を10月11日火曜日に、第3回特別幹事会を12月27日火曜日に、第2回運営協議会を年明けの1月31日火曜日に開催いたしたいと思います。ご予定のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。日程について、それぞれご予定のほうよろしくお願いいたします。

それから次に、次第の5番の(1)NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について、事務局よりご説明、ご報告をお願いいたします。

【事務局】 事務局よりご報告いたします。

お手元にごございます資料6、平成27年12月27日付国土交通省自動車局旅客課長通知「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」をもとに、東京運輸支局よりご説明をお願いいたします。

【委員代理】 東京運輸支局でございます。最近発出された自家用有償運送に係る通達についてご説明させていただきたいと思います。

平成27年12月25日に、「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」という通達が、旅客課長名で発出されました。こちらは、次の次のページに概要をまとめさせていただきました。

この通達発出の経緯といたしまして、今般、内閣府の規制改革会議において、福祉有償運送に係る規制改善に係る指摘がなされまして、平成27年6月30日に閣議決定された

規制改革実施計画に、以下の2点が盛り込まれました。

運送の対象者及び旅客から収受する対価の範囲等について、周知徹底を図ること。2番、運営協議会の設置状況の調査及び公表をすること、また、新たに運営協議会を設置する場合には引き続き適切に支援すること。

以上、このような指摘を踏まえまして、国土交通省として次の対応を実施するというところで、今般の通達が発出されました。

まず、1番、関係者への周知徹底ということで、以下の点について取り扱いを市町村担当者及び運営協議会に対し周知徹底を図るということで、運営協議会等により、福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障がい者手帳を持たない者であっても対象者とするのが可能であること。

旅客から収受する対価に、輸送に係る適切な範囲内であれば、オペレーターの人件費なども実費の範囲として含むことは可能であること。

3番、旅客から収受する対価については、実費の範囲内で定めるものであり、「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」とは、あくまでも目安であるということでございます。

大きく2番目、運営協議会の実態把握でございますが、運営協議会の設置について、地域差が生じている状況であることから、設置状況の調査・公表を毎年行うことになっております。

毎年3月末時点の運営協議会の設置状況の調査を、国土交通省、主に地方運輸局において行います。設置されていない地方公共団体に対し、以下の点について調査を実施ということで、設置されていない理由、今後の運営協議会設置の予定、その他地域の特殊事情など。

また、この運営協議会の設置状況の調査をさせていただきまして、毎年7月末までに、関東地方運輸局のホームページなどに公表することになっておりまして、関東運輸局のホームページに関東管内の自治体の運営協議会の設置状況を公開させていただいております。また、事務局様のご連絡先等もあわせて掲載させていただいております。

また、我々運輸支局等においては、運営協議会の設置・運営に当たり、適切な助言を行うなどの支援の実施をさせていただくこととなります。

6月に私から各事務局様宛てに、電話の聞き取りですけれども調査をさせていただいたり、あとは、実は東京都内で運営協議会が設置されているのが、基本的には単独で13、

ブロックで3ブロックということで、設置されていない自治体に関しましては、島嶼部ということになっておりまして、島嶼部に関しましてはまだ、例えば人的余裕がないであるとか、地域公共交通会議と一体として行っているとか、そういった調査内容をいただきました。

今後とも、こちらの2番、運営協議会の実態把握に関しましては、自治体様のご協力を賜りたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、こちら、平成27年12月25日発出の「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」ご説明を終わらせていただきたいと思えます。何とぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。何かご質問等ありますでしょうか。委員から何か特に。

【委員】 特にないのですけれども、いつもほかのところでは言われているのは、ローカルルール云々が非常にうるさく言われて、あとは対価のこと。我々はあまりローカルルールって好きではないのです。ですから多分この協議会ではローカルルールはないと承知していますし、対価のことも私はぎりぎりやったことがないと記憶しています。

ただ、旅客の範囲のことになると非常に難しい話になってきまして、はっきり言って、私が考える範囲では、特に高齢者の移動制約者の中で、ほんとうに福祉車両が要る人って何人いる、どれぐらいから必要ですかという話によくなります。そうしますと、私の考えだと、要介護3の後半あたりからは間違いなく車椅子でないと移動できない方が多くなってくる。

では、それ以前の要支援の方とか、1から3の中間までの方というのは、タクシーにほんとうに乗れないのですかという話になります。そうした場合に、いや乗れませんと明確に言っていただくと、ああ、そうですかと私どももやりやすいのですけれども、ほんとうは乗れるのではないか、その人たちはタクシーに乗っていただいたらどうでしょうかねと、実はちょっと頭をよぎるときがあります。

ただ、それはなかなか難しく、私たちの仲間で、福祉タクシーを緑ナンバーでやっている者がおりまして、最近は限定自動車という名前でも呼びますけれども、そういう方も実は同じようなところは輸送してよろしいとなっているのです。だからなかなか難しく、それも矛盾する話で、我々の一般タクシーに乗せられるのではないかという話になってきて、あまりそこを突つくと、限定事業者さんたちが困るなというがほんとうのところ

ありまして、あまりぎりぎりこの協議会でもやった覚えはありません。

ただ、よく移送するときに団体がいないのだ、タクシー事業者がいないのだという言葉聞きますと、ほんとうに一般タクシー、セダン型のタクシーでは移動できないのですかと言いたいのはほんとう。それは確かに車椅子でないと移動できない方、外出できない方はたくさんいらっしゃいます。

だけれども、身体障害者さんの中で、下肢の障害以外の方でほんとうにセダン型に乗れない方、絶対いわゆるリフトがついていない車でないと外出できない方、そういう方はどれくらいいらっしゃるのですか、それ以外の方はセダン型のタクシーに乗れないのですか、私どもはそういう考えはやはりあります。

そういう中でやっていかなければいけないのですが、あまりぎりぎりやりますと、やはりいいことはないなというも承知しています。ただ、タクシー会社はそう思っているということを、ちょっと頭の隅にでも置いていただいたらいいなと思います。

決して私たちは自分たちのことばかり言おうと思ってこの場に出ていませんで、いつも言うのですが、この会議自体が、移動制約者の利便の向上のためにやる会議だと私は承知しています。ですから、我々のことばかり言う場ではないと承知していますので、やはりその辺はうまく折り合いをつけていくのが大切なのかなと。

ただ、我々は我々なりの考えはありますというところは、承知しておいていただくとありがたいなと思います。だからうまくやりましょうと言っている。けんかする気はありませんよと。だけれども、含むところはありますよという話で、タクシー会社のそういうところも理解してくださいねというところだけでも理解していただければありがたいなと。

ただ、ここは移動のことでほんとうにお困りの方がいらっしゃいます。それがほんとうに地元のタクシー会社はやってくれないですよという場合、どうしてもやはりNPOの方をお願いするしかないなという場面がたくさんあると思いますので、その辺はうまくやっていかないと、自分のことばかり言っても通らないでしょうねというのは我々も周知していますので、その辺をご理解いただきながら、移動制約者の皆さんのためにこういう会議があるのだなと承知しておりますので、今後とも私どももできるだけの協力はしていきたいなと思っています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。今後ともできる限りのご協力、ご助言等、よろしくお願いいいたします。

それでは次に、登録抹消した団体について、次第の5番の(2)になります。事務局よりご報告よろしくお願いたします。

【事務局】 続いて、事務局よりご報告いたします。お手元にごございます資料7、福祉有償運送の登録を抹消した団体についてをごらんください。今回、4団体の抹消のお届けをいただいております。

1 団体目が、府中市所管の特定非営利活動法人若竹ミニキャブクラブでございます。廃止年月日は平成27年3月31日、廃止の理由といたしましては、運営委員が高齢化しており、後継者も不在、現在の補助金では収支の適正化ができないため、事業継続は困難になったとのことです。会員の皆様につきましては、介護タクシーなど他の輸送手段を利用していただき、引き続き福祉有償運送の利用を希望する方につきましては、府中市社会福祉協議会をご紹介させていただき、ご利用いただいております。

2 団体目が、多摩市所管の社会福祉法人啓光福祉会でございます。廃止年月日は平成27年12月11日、廃止の理由といたしましては、福祉有償運送の利用が少なくなったことによる廃止でございます。こちらの団体はショートステイを行っておりまして、入所者を他の通所施設に送迎する際に、福祉有償運送による送迎を行っていましたが、今後は通所先の施設が無償で送迎することになったと伺っております。

3 団体目が、八王子市所管の特定非営利活動法人悠楽でございます。廃止年月日は平成27年12月20日、廃止の理由といたしましては、ドライバーの高齢化による人員不足により、事業継続は困難になったとのことです。会員の皆様は、近隣の福祉有償運送団体をご利用されたり、介護保険が適用できる移送サービスに移られたと伺っております。

4 団体目が、小平市・東久留米市・東大和市・八王子市所管の医療法人社団櫛会でございます。廃止年月日は平成28年1月31日、廃止理由といたしましては、有償運送から無償運送に切りかえられたことによる廃止でございます。会員の皆様には、引き続き無償運送としてご利用いただいているとのことでございます。

以上、4件についてご報告させていただきます。

【会長】 ありがとうございます。委員の皆様方のご質問、ご意見等ありますでしょうか。先生、いかがですか。

【委員】 こういう福祉有償、タクシーも含めてそうですけれども、公共交通機関がだんだんもう、バスのほうも100%低床化していますよね。ですから、公共交通機関がどんどん使いやすくなってはきているのですけれども、そういった意味では、ほんとうにこ

ういう福祉有償運送を必要とする人たちの人数は増えているのだけれども、いわゆるこういう交通機関を使う需要が減ってきているのかどうかというところを、今さらながら、先ほども八王子市さんのところなどがニーズのある人が何人と出していましたけれども、多分それは統計上の計算で出したと思うのです。

ですから実際それが、ほんとうに例えば月に1回も外出していないという状況が現状なのか、それとも公共交通を使ってどんどん月に何回かは出ていますよというのが現状なのかというところは、もう一度確認する必要があるのではないかなと。

先ほど委員さんが言われたように、ここはそういった意味では、こういう認証だけでなくて、ほんとうはそういう移動制約者がどういうふうにしたら外出できるのかというところを、頭をひねる場だと思うのです。ですからぜひとも、これは僕も事あるごとに言っているのですけれども、そういう實際上福祉有償を必要としている方が、ほんとうにちゃんとした、自分の満足いく外出ができていくかどうかというところを、しっかりとやはり把握しておくべきではないかなと思います。提案です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに委員の方。どうぞ、委員。

【委員】 私どもに問い合わせがあった方にお尋ねすると、こういうものがあることを知らなかったとおっしゃられるのです。先ほど委員さんがおっしゃったように、私たちもどういうふうに出かけたいかという内容で、今タクシーさんとはセダンで、もうすごく親切に運転してやってくくださるからという話をしたり、えっ、車椅子を後ろのトランクに入れてくれるのですかと、信じられないような声が聞こえてくるのが現状で、きのうまで元気だった方が急にほんとうに動けなくなったときの情報のつかみ方が、家族の方がわからないという現状が一つあるのではないかなと思っております。

そういったことをなかなか広められる、または相談できるところが、地域包括とか、身近なところではあると思うのですけれども、その地域包括の方はケアの専門であって移動の専門ではないというところで、情報がうまくかみ合わなかったりとかしていることも一つあると思うので、ぜひ移動に関してのそういった情報が行き渡るといいなと、常日ごろ思っております。

【会長】 そうですね、大事な視点を与えていただきましたけれども、市町村の役割が非常に重要だということになるわけです。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。特に。

では、いいご議論ができましたけれども、これはこれで一応終わりにさせていただいて、次、時間の関係で、5の(3)の介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスDへの取り組みについてに移りたいと思います。

これについて事務局から、今日、資料が出ていますので、ご報告をお願いいたします。

【事務局】 事務局より報告させていただきます。

平成27年度より各自治体において取り組むこととなっております、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業でございますが、市町村が任意で取り組む事業の中に訪問型サービスDがございます。これは、通いの場への移動支援であったり、外出時の支援を行うボランティア団体などに、介護保険特別会計から補助を行う制度となっております。

移動支援という性質上、福祉有償運送の団体が担うことも想定されるため、各市の取り組み状況について調査をいたしまして、その結果をまとめております。資料8をごらんください。

全体といたしましては、まだ取り組みを行っている、もしくは予定をしている自治体はごく少数となっております。

甚だ簡単ではございますが、以上になります。

【会長】 ありがとうございます。多分ほとんどの方が訪問Dとってご存じかと思うのですが、もしよろしければ簡単に訪問Dについてご説明していただけたらありがたいのです。

【事務局】 先ほどもちょっとお話しさせていただいた形ですけれども、通いの場への移動支援といったところで、ボランティア団体などがそういったところを担っていただくと、ただくものに対して、介護保険の制度の中で支援、補助をさせていただくような制度となっております。その中で福祉有償運送の団体が、そういった役割を担っていただくということも想定されているといった制度となっております。

【会長】 ありがとうございます。2015年でしたか、前回の介護保険制度改正のときに、要支援者1・2の方たちのところが介護予防・日常生活支援総合事業に移って、訪問看護と通所介護のところに移って、訪問型A、B、C、Dと通所型A、B、Cができて、訪問型D、移動支援なのですけれども、通所する際にやはり移動支援は必要だろうと。例えば地域サロンへ通所するのに移動支援は必要だろう、あるいは訪問Dを使って通院のサービスも必要だろうということで、厚労省と国交省がすり合わせでQ&Aまで出

してでき上がったのが、この訪問Dの事業なのですけれども、今、全国で取り組んでいる自治体は数カ所しかないようなのです。

こちらの東京都多摩地域でも若干これから実施したいというところがあるのですけれども、なかなか広がらないのです。理由は何なのかなということで、全国移動ネットだけが調査事業をやっているのです。もしよろしければ、ご意見、ご質問等何かあればと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】 ちょっと詳しくわからないのですけれども、これは介護予防・日常生活支援総合事業、だから要支援1・2と、介護予防というと、またさらに下の段階。だからいわゆる要支援にもならない人たちが介護予防という対象なのですか。

【会長】 そうです。基本チェックリスト。

【委員】 そうですね。とすると、先ほど委員さんが紹介されたように、政府とか自治体が進めるときに、通所と今言われましたけれども、その辺がどういうふうにかんがえたらいいのですかね。

【会長】 日常生活支援総合事業で想定されているのは、地域サロンへの通所とか、あとは通院等のところで、運賃は出せないけれども、いわゆる事務所経費とかそういったところでは助成、あるいは補助という形だったかな、たしか市町村としてやれますよという事業です。もちろんここはタクシー会社も入るのですよ。

ただ、介護保険財政で、たしか3%の中でやらなくてはいけないということでもありますから、財政上の制約が非常に厳しいのです。新しく厚労省、国交省も訪問Dのところでは、すり合わせをしてQ&Aを出しているのですけれども、こちらの運営協議会でも一応それは報告されたことがあるのですが、そういった事業が始まったのです。ただ、今、手挙げをしているのが松戸市をはじめ、ごく少数しかないというのも現状です。

【委員】 よろしいですか。先ほどもちょっと言いましたけれども、タクシーをご利用になれる方はタクシーに乗るべきだと私は思っています。それで、一番危険なのは、タクシーの運賃が高いからNPOを使います、そういう話になりますと全然違う論議の話になってきて、しかも福祉と、もうほんとうに介護予防とかの話になってきますと、それは要介護の前の話であって、ほとんど自立に近い方なのではないのと私どもは思うところなのですが、その方に対して福祉有償云々というのはどうなのかなと思うときがあります。

何かタクシーが悪者で、タクシーはめちゃくちゃ高いのです、だからタクシーに乗れないからNPOの有償運送に乗るのです。これは話が全然違うので、私はこの議論になりま

すと、非常にしつこく言いますけれども、納得いかないから。乗れないのは、タクシーの運賃が高いのは私どものせいではない、国交省からの幅運賃の中でやっているわけですから、何が悪いのでしょうかという話になってしまう。タクシー会社だけが悪いのですかという話になってしまいますので。

運賃の話は、だから私はあまりしたくない。そういう嫌な話をしていかなければいけなくなってしまうと、2分の1の話をぎりぎりやりますと、非常に建設的な意見ではなくなくなってしまいますので。それだったら自治体が補助を出せばいいではないですかと、タクシー運賃に対して私たちは思う。何が何でも安く福祉の有償運送の中でやろうという考えが理解できない。

【会長】 これは決して福祉有償運送の中でやれということではなくて。

【委員】 でも、そういうふうになっていってしまうと。

【会長】 地方ではタクシー会社なども参入できております。

【委員】 ならいいのですけれども、これが福祉有償運送の中とか、NPOとかいう話になってくると、どうも話が違うなと思います。

【会長】 国交省と厚労省のQ & Aでは、広くタクシー会社も、それから福祉有償運送もなりますよと。ただ、事務所経費しか補助できません、運賃類はそれぞれのところがやってくださいと。

【委員】 それであとはタクシーが使えるのですかという話になりますので。タクシーは使えますよと口で言っておきながら、実際は予算で使えないのではないですかという話になっていってしまうのではないですかね。

【会長】 そこは多分、僕は地方のそれぞれの地域の実情があると思うのです。そこはもう委員さん、全福協の会長をやっていらっしゃるから。

【委員】 副会長。

【会長】 副会長をやっていらっしゃるから、多分地域の中でいろいろなところで、まだ介護タクシーを一生懸命やっているところもありますし、すごく苦労されている若手の社長さんたちがたくさんいますから、そのところで僕はタクシー会社もここは参入できるところではないかな、社会貢献でと思っています。ぜひ全福協でも取り組んでいただくとありがたいです。

ということで、いずれにしてもこの日常生活支援総合事業は市町村事業なもので、市町村は保険者ですから。要支援のところはずばっと介護保険制度、つまり介護保険制度から

市町村事業に、介護保険制度の枠組みであるけれども市町村事業に移ったわけですから、そういったところで保険者としてぜひ、移動、移送というのは取り組んでいただくことが必要なのではないかなと思うのです。

こういった議論も、東京都多摩地域の福祉有償運送運営協議会でやってもいいのではないかなと思うのです。いつも協議成立とかそういうことでなくて。それが多分本来の運営協議会の役割ではないかと私は思うのです。そこではぜひ、タクシー事業者のところも大きな役割を。特に地方、今、ほんとうに限界集落、限界自治体と崩れていますから、そういったところで僕は大きな役割があるのではないかなと思うのです。ということでいかがでしょうか。

では、議事のほうは一応これで。

【委員】 ちょっと1つだけ。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 これは事務局にお願いしたいのですけれども、随分前の協議会でもちょっとお話ししたのですけれども、実はこの運営協議会の下に、ブロックごとに幹事会委員というのが任命されているのです。どういうことが起きたかということ、幹事会の委員に任命されている方から、自分のところの運営協議会の結果がわからない、いつの間にか更新が認められていたり、新規が認められているという話があるのはどういうことだということなのですが、一応我々から言うのも本来なのでしょうけれども、やはり事務局から、せめてブロックの中の団体が更新されました、新規で認められましたぐらいは知らせていただかないと、知るすべがないのです。言っている意味はわかりますよね。

ぜひちょっとその辺ご配慮いただいて、ほかのブロックのことは必要ないかもしれない、余計な書類ばかりになってしまうので。ただ、自分のところのブロックの団体がどうなったかぐらいは、ちょっとここに名前がざっと連なっている方には、郵便か何かで送っておいていただいたほうがわかりやすい。わざわざ会議は開く必要はないですけれども、郵便等で送っていただかないと、何が起こったかわかりませんということになるのかなと思いますので、ちょっとその辺のご配慮はいただければと思います。よろしいですか。

【事務局】 事務局のほうで確認させていただきまして、検討させていただければと思います。

【委員】 検討ではなくて、送ってくださいと言っているのです。

【事務局】 ブロック幹事長を通じて一応送らせていただいているということなのです。

けれども。

【委員】 大丈夫ですかね。前ちょっとそれが来ないという話があったものですから。

【事務局】 では、いま一度そこは確認させていただきます。

【委員】 必ず送ってください。検討ではなくて。

【事務局】 はい。

【会長】 では、よろしくお願いいたします。

では、本日の議事はこれで全て終了ということによろしいでしょうか。それではどうもお疲れさまでした。

了